

# 神戸市公報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 所

編集兼印 神 戸 市 長 刷発行人

発行日毎 週 火 曜 日

目 次

告 示

▽神戸市立博物館の臨時休館日・臨時開館日 の変更及び開館時間の変更

「文化スポーツ局博物館管理課 2390

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始

(市道 東垂水 80 号線)[建設局道路管理課] 2390

# 公 告

▽須磨一ノ谷プラザ (須磨浦公園東エリア) にぎわい拠点施設設置・運営事業の事業者

の公募 [須磨区総務部まちづくり課] 2391

▽土地改良事業変更計画の縦覧

[経済観光局農政計画課] 2391

▽農用地利用集積計画の決定

[農業委員会事務局] 2392

▽事業計画の変更(神戸国際港都建設事業新 長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再

開発事業) 「都市局地域整備推進課」 2395

▽施行地区及び工区並びに設計の概要を表示 する図書の縦覧(神戸国際港都建設事業新 長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再

開発事業) 「都市局地域整備推進課」 2397

▽事業計画の変更(神戸国際港都建設事業新 長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街

地再開発事業) [都市局地域整備推進課] 2397

▽施行地区及び工区並びに設計の概要を表示 する図書の縦覧(神戸国際港都建設事業新 長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街

地再開発事業) [都市局地域整備推進課] 2398

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並び に当該申出に係る書面及び図書の写しの縦

覧 [都市局景観政策課] 2398

▽開発行為に関する工事の完了(西区水谷2

丁目) [都市局都市計画課] 2399

▽開発行為に関する工事の完了(北区西大池

2 丁目) [都市局都市計画課] 2400

▽一般競争入札による特定調達契約の落札者

の決定について(神戸市後期高齢者医療シ

ステムほか) 「福祉局国保年金医療課] 2400

▽西神住宅第2団地特定業務施設用地の買受 人の公募(神戸サイエンスパーク)

[都市局企業誘致課] 2401

▽開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷

町) [都市局都市計画課] 2403

# 水 道 局

▽神戸市水道局会計規程等の一部を改正する 規程 [水道局経営企画課] 2404 告 示

# 神戸市告示第469号

神戸市立博物館条例施行規則(昭和57年7月教育委員会規則第8号)第2条第1項4号及び第2項の規定に基づき、令和4年12月1日以降の神戸市立博物館の休館日を、次のとおり変更する。

令和4年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

# 1 臨時休館日

令和4年12月13日(火)から18日(日)まで、12月20日(火)から23日(金)まで、令和5年1月11日(水)から1月13日(金)までの間(神戸市立博物館条例施行規則第2条第1項の規定に基づく休館日を除く)。

# 2 臨時開館日

令和5年1月21日(土)及び22日(日)まで、24日(火)から27日(金)までの間。

# 神戸市告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、 同条第2項の規定により、令和4年10月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年11月15日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線	泉	名	区	間	新旧 別	延 (メー	長・トル)	幅 (メー	員 ·トル)
市道	東垂水	80-	号線	神戸市垂水区王 番13から	居殿1丁目19	新		14. 40	最大 最小	12. 10 7. 40
				神戸市垂水区王 番13まで	居殿1丁目19	旧		14. 40	最大最小	7. 40 7. 40

# 公 告

# 神戸市公告第221号

須磨一ノ谷プラザを含む須磨浦公園東エリアにおいて、公園利用者の利便性の向上と既存機能に加え公園機能の充実を図るために、公募設置管理制度 (Park-PFI) に基づき、事業者を募集します。

令和 4 年10月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 所在地
  - 神戸市須磨区一ノ谷町5丁目
- 2 敷地面積(事業提案可能区域)6,180.67平米
- 3 用途地域等
  - 第2種住居地域
- 4 申込資格及び要件、活用条件 「公募設置等指針」を参照のこと。
- 5 公募設置等指針の交付期間、交付方法、交付場所等
  - (1) 交付期間

令和4年10月14日(金)から令和4年12月12日(月)

- (2) 交付方法
  - 市ホームページにて公開または交付場所にて交付
- (3) 交付場所
  - 神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館17階 資産活用課
- 6 公募設置等計画の提出期限、提出方法、提出場所等
  - (1) 提出期限

令和4年11月17日(木)から令和4年12月12日(月) 午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで (ただし、土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く)

- (2) 提出方法
  - 郵送または持参
- (3) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館17階資産活用課

#### 神戸市公告第226号

土地改良法第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の共同施

行に係る土地改良事業変更認可申請については、適当と決定したので、次のとおり変更後の土 地改良事業計画書及び規約の写しを縦覧に供します。

令和 4 年10月19日

神戸市長 久 元 喜 造

共同施行者の名前	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
桑坂地区土地改良事業共同施行	北区山田町	令和4年10月19日から	神戸市経済観光
条	藍那桑坂ほか	令和4年11月8日まで	局農政計画課

# 神戸市公告第227号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 4 年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

# (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

# (5) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

# (6) 租税公課等の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

# (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

# (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用

しなければならない。

# (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表

								別衣
利田佐の部分		利用権を設定	定する土地	設定する	利用権			
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	貸 借 料 作 物	権利の種類 (備 考)	内容(土地の利 用目的を含む)	借賃の支払の方法
神戸市北区道 場町 南本 哲慶	三田市下田中野部 さよ子	北区道場町塩 田字小前垣内 3282 北区道場町塩 田字小前垣内 3284	1,448	本公告日 令和6年12月31日	6,861円/1筆 10,139円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 に係る借賃の 全額を甲の付 所へ持参する
神戸市北区淡河町 豊治	神戸市北区淡河町 前西 卓	北区淡河町野 瀬字ヒヨ 3143-1	田 869	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区八多町 北本 幸之	神戸市北区唐櫃台 奥田 修正	北区八多町西 畑字谷ノ下 1069	田 1,939	本公告日 令和8年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 に係る借賃の 全額を甲の指 定する預金口 座へ振り込む。
神戸市北区八 多町 北本 幸之	神戸市北区八 多町 谷脇 輝一	北区八多町西 畑字荒上 1154	田 1,682	本公告日 令和8年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 に係る借賃の 全額を甲の指 定する預金口 座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 宮脇 二朗	神戸市北区淡河町 前西 卓	北区淡河町野 瀬字新田 2989 北区淡河町野 瀬字新田 2992 北区淡河町野 瀬字新田 3005	田 1,792 田 1,219 田 1,831	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区有 野町 坂元 保之	神戸市北区有 野町 坂元 隆	北区有野町二 郎字西浦 369-2 北区有野町二 郎字小南 477	田 934 田 1,200	本公告日 令和13年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊 川谷町 三譯 康嗣	神戸市西区伊川谷町 古畑 秀三	西区伊川谷町 前開字安養坊 285-1	田 2,544	本公告日 令和7年3月31日	11,520円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該借 度に係るを関う の全額を可領 に変えるでいる。 指定へ振り込む。
神戸市西区押 部谷町 寺口 正文	神戸市西区押 部谷町 藤本 正志	西区押部谷町 養田字山ノ下 165 西区押部谷町 養田字山ノ下 166 西区押部谷町 養田字山ノ下 169	650 田 367の内301 田	本公告日 令和8年3月31日	玄米17kg/1筆 玄米9kg/1筆 玄米34kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当る借度に係る番目の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市北区鹿 の子台南町 栗山 博史	神戸市西区神 出町 岩井 増男	西区神出町宝 勢字中筋 4508	田 1,422	本公告日 令和9年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。

神戸市中央区	神戸市垂水区			令和4年10月31日	15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中
下山手通5丁 目7-18 公益社団法 人 ひ 機構 事長 寺尾	塩屋町 池田 博彦	津字小松ヶ坪 68-2	1,075	令和14年11月30日				に乙の指定す る方法で支払 う。
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平 野町 藤原 靖司	西区平野町中 津字門出 2509	田 734	令和4年10月31日 令和14年11月30日	8,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。
神戸市通5 市山18 では18 では18 では18 では18 では18 では18 では18 では	神戸市西区神出町 森岡 久二	西区神出町紫 30-1 西区神的第 271-1 西区神中的 271-1 西区中中的 271-2 西区字中 274 西区字中 274 西区字中 343	1, 407 H 1, 600 H 708 H 2, 515 H 2, 396	令和4年10月31日 令和14年11月30日		使用貸借権設定	水田として利用	

# 神戸市公告第228号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 市街地再開発事業の種類及び名称
  - (1) 市街地再開発事業の種類 第二種市街地再開発事業
  - (2) 市街地再開発事業の名称 神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業
- 2 事業施行期間

平成8年10月31日から令和7年3月31日まで

- 3 施行地区及び工区
  - (1) 施行地区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部、腕塚町5丁目、腕塚町6丁目、腕塚町7丁目の一部、 久保町4丁目の一部、久保町5丁目、久保町6丁目、久保町7丁目の一部、二葉町4丁目 の一部、二葉町5丁目、二葉町6丁目の一部、二葉町7丁目の一部、駒ヶ林町1丁目の一部、駒ヶ林町2丁目の一部及び駒ヶ林町3丁目の一部

# (2) 工区

ア 腕塚5第1工区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

イ 腕塚5第2工区

神戸市長田区腕塚町5丁目の一部

ウ 腕塚5第3工区

神戸市長田区腕塚町4丁目の一部及び腕塚町5丁目の一部

工 久保5工区

神戸市長田区久保町4丁目の一部及び久保町5丁目

才 二葉5第1工区

神戸市長田区二葉町4丁目の一部、二葉町5丁目の一部及び駒ヶ林町1丁目の一部

カ 二葉5第2工区

神戸市長田区二葉町4丁目の一部及び二葉町5丁目の一部

キ 腕塚6第1工区

神戸市長田区腕塚町6丁目の一部及び腕塚町7丁目の一部

ク 腕塚6第2工区

神戸市長田区腕塚町6丁目の一部及び腕塚町7丁目の一部

ケ 久保6第1工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

コ 久保6第2工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

サ 久保6第3工区

神戸市長田区久保町6丁目の一部及び久保町7丁目の一部

シ 二葉6第1工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部及び二葉町7丁目の一部

ス 二葉6第2工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部及び駒ヶ林町2丁目の一部

セ 二葉6第3工区

神戸市長田区二葉町6丁目の一部、二葉町7丁目の一部、駒ヶ林町2丁目の一部及び 駒ヶ林町3丁目の一部

4 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

5 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成8年10月31日

7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

令和4年10月3日

# 神戸市公告第229号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第55条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業新長田駅南第1地区震災復興第二種市街地再開発事業の施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項及び都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 4 年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の場所

神戸市都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

2 縦覧の時間

午前8時45分から午後5時30分まで

神戸市公告第230号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 市街地再開発事業の種類及び名称
  - (1) 市街地再開発事業の種類第二種市街地再開発事業
  - (2) 市街地再開発事業の名称 神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業
- 2 事業施行期間

平成12年1月14日から令和5年3月31日まで

- 3 施行地区及び工区
  - (1) 施行地区

神戸市長田区大橋町7丁目の一部、大橋町8丁目の一部、若松町7丁目の一部及び若松町8丁目の一部丁目の一部

(2) 工区

ア 大橋7第1工区

神戸市長田区大橋町7丁目の一部、大橋町8丁目の一部、若松町7丁目の一部及び若 松町8丁目の一部丁目の一部

- イ 大橋7第2工区
  - 神戸市長田区大橋町7丁目の一部及び若松町7丁目の一部
- 4 施行者の名称

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

- 5 事務所の所在地
  - 神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所内
- 6 事業計画の決定の年月日

平成12年1月14日

7 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日 令和4年10月3日

# 神戸市公告第231号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第55条第1項の規定により、兵庫県知事から神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業の施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項及び都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により当該図書を次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 4 年10月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の場所

神戸市都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

2 縦覧の時間

午前8時45分から午後5時30分まで

# 神戸市公告第232号

神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号)第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和 4 年10月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

雲井通5丁目再開発株式会社

代表取締役 鳥居 聡

神戸市中央区雲井通4丁目2番2号

2 代理者の氏名、住所及び連絡先

株式会社大林組 大阪本店 一級建築士事務所

佐畑 勇樹

大阪市北区中之島3丁目6番32号

070-1053-3220

- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区雲井通5丁目地内
  - (2) 敷地面積 約8,230平方メートル
  - (3) 建築面積 約7,650平方メートル
  - (4) 延べ面積 約99,900平方メートル
  - (5) 高さ 約163.3メートル
  - (6) 構造 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上32階/地下3階
  - (8) 建物用途 商業、バスターミナル、図書館、ホール、オフィス、ホテル、駐車場
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所

令和4年10月24日(月)18時30分から

神戸市中央区東町115番地 中央区文化センター 1階 多目的ホール

5 縦覧の期間

令和4年10月20日から令和4年11月2日まで

# 神戸市公告第234号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区水谷2丁目113番、114番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市中央区中山手通3丁目2-2 みなとリアルエステート株式会社 代表取締役 矢野 優輝
- 3 許可番号

令和 4 年 3 月 17日 第8042号

(変更許可 令和4年9月8日 第2020号)

# 神戸市公告第235号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
   神戸市北区西大池2丁目12番16、12番94、12番102
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市中央区播磨町49番地神戸旧居留地平和ビル 良品住宅株式会社

代表取締役 藤原明久

3 許可番号

令和 3 年12月21日 第8028号 (変更許可 令和 4 年 7 月22日 第2014号)

# 神戸市公告第236号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条 及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告 します。

令和4年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 特定役務の名称及び数量
  - 神戸市後期高齢者医療システム、国民年金システム、国民健康保険システムの標準システムの導入に向けた支援業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地神戸市福祉局国保年金医療課神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

事務所長 河津 誠司

大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号淀屋橋三井ビルディング

5 落札金額

¥67, 100, 000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

- 6 落札者を決定した手続 総合評価落札方式による一般競争入札
- 7 入札の公示日令和4年7月12日

# 神戸市公告第237号

西神住宅第2団地特定業務施設用地(神戸サイエンスパーク)における買受人の公募を次のとおり行います。

令和4年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

# 1 公募区画

所	在	用途地域	地	目	面	積
神戸市西区井吹台	東町7丁目2番10	準工業地域	宅	地	5, 563	. 87m²

- 注 1) 契約は、上記記載面積にて締結します。
  - 2) 公募区画の分割はできません。
  - 3) 建ペい率は60%、容積率は200%です。
  - 4) 当該区画を含む区域は「西神第2地区地区計画 (平成21年4月28日変更)」が定められています。
- 2 公募のしおり・申込用紙の配布
  - (1) 配布期間

令和4年11月1日(火)から令和4年12月26日(月)まで (ただし、土日祝日は除く。)

(2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※手渡しでも可

公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールの タイトルは「神戸サイエンスパーク特定業務施設用地(第1回公募)公募のしおりの送付 について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

- ① 法人名称、部署、担当者名
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス (データ送付先)
- ④ 公募のしおりの使用目的

(申込先)メールアドレス: yuchi\_kobo@office.city.kobe.lg.jp ※申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

3 現地見学会

令和4年11月21日(月)午後2時~午後3時

※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。 ※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

# 4 受付期間・受付方法

(1) 受付期間

令和4年12月13日(火)から令和4年12月26日(月)午後5時まで (ただし、土日祝日は除く。)

(2) 受付方法

郵送又は持参

- 5 申込み条件等
  - (1) 対象事業者

当該区画を買受け、かつ、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号、以下「新住法」という。) 第2条第8項に規定する特定業務施設を、自ら建設し、経営しようとする事業者で、かつ、下記の申込者の資格を有する事業者が対象となります。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

- 6 分譲条件等
  - (1) 最低提案価格

556,387,000円(1平方メートル当たり100,000円)

(2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

(3) 土地売買代金

土地売買契約は、申込価格を土地売買代金として締結します。

(4) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

#### 7 買受人の決定

- (1) 申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。
- (2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。
- (3) 複数の事業者からの申込みがある場合は、申込価格提案書に記載された申込価格が最も高い事業者を買受人として決定し、買受人としての資格を有する申込者に結果を通知します。なお、申込価格提案書において申込価格が同額の場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。
- (4) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を買受人に決定します。
- (5) 買受人の決定後に、買受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局企業誘致課が実施する公募への参加はできません。

# 8 契約の締結

契約は、令和5年3月31日(金)までに公正証書により締結していただきます。 契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、 公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金その他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、 現状有姿で土地引渡書により行います。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

# 神戸市公告第238号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区伊川谷町潤和字上古川1150番、1150番2、1175番1、1174番の一部、1175番2 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市西区伊川谷町潤和1175番地の2 潤和工業有限会社 代表取締役 川島 浩志
- 3 許可番号

令和4年4月14日 第8047号 (変更許可 令和4年9月22日 第2021号)

# 水 道 局

神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年10月17日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第17号

神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程

(水道局会計規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局会計規程 (昭和39年4月水道管理規程第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(担任事務)	(担任事務)
第4条 [略]	第 4 条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 分任貯蔵品出納員は、第2類事業	4 分任貯蔵品出納員は、第2類事業
所の担当課長(北部水道管理事務所	所(浄水統括事務所を除く。)の所
<u>の所長を含む)</u> 及び第3類事業所長	長、第2類事業所の担当課長及び第
をもつてあてる。	3類事業所長をもつてあてる。
5~10 [略]	5~10 [略]
(会計伝票等の作成)	(会計伝票等の作成)
第15条 第2類事業所の所長、所管課	第15条 所管課長、担当課長又は第3
長、担当課長又は第3類事業所長	類事業所長は、取引発生の都度、証

は、取引発生の都度、証拠となるべき書類(以下「証拠書類」という。)に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課長に送付しなければならない。

 $2 \sim 4$  「略]

(会計伝票等の取消し等)

第16条 過誤その他の理由により、会計伝票等の取消し又は訂正をするときは、第2類事業所の所長、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成しなければならない。

(会計伝票等の審査)

- 第21条 経営企画課長は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2類事業所の所長、所管課長、担当課長又は第3類事業所長に会計伝票等を返さなければならない。
  - (1) 会計伝票等の内容が事実と相 違するとき。
  - (2) 会計伝票等の内容に過誤があるとき。
  - (3) 会計伝票等の内容が法令に違 反するとき。
  - (4) 会計伝票等の内容が不明瞭で あるとき。

拠となるべき書類(以下「証拠書 類」という。)に基づいて、速やか に会計伝票又は会計取引に関連する 書類を作成し、経営企画課長に送付 しなければならない。

#### $2 \sim 4$ 「略]

(会計伝票等の取消し等)

第16条 過誤その他の理由により、会 計伝票等の取消し又は訂正をすると きは、所管課長、担当課長又は第3 類事業所長は、直ちに取消し又は訂 正の会計伝票等を作成しなければな らない。

(会計伝票等の審査)

- 第21条 経営企画課長は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長に会計伝票等を返さなければならない。
  - (1) 会計伝票等の内容が事実と相違するとき。
  - (2) 会計伝票等の内容に過誤があるとき。
  - (3) 会計伝票等の内容が法令に違 反するとき。
  - (4) 会計伝票等の内容が不明瞭で あるとき。

(5) 会計伝票等の作成根拠が不明 確であるとき。

(収入又は支出の過誤処理)

第26条 収入又は支出に過誤を生じた ときは、<u>第2類事業所の所長、</u>所管 課長、担当課長又は第3類事業所長 は、速やかに過誤の訂正をしなけれ ばならない。

(収入の調定)

- 第38条 収入の調定は、<u>第2類事業所</u> の所長、</u>所管課長、担当課長又は第 3類事業所長が行う。
- 2 [略]

(納入通知書の発行)

第40条 第2類事業所の所長、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入通知書を発行しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

#### 2 [略]

(領収書の保管)

第45条 現金取扱員が、出納取扱金融機関に納入し、又は金銭出納員に引き渡したときの領収書は、<u>第2類事業所の所長、</u>所管課長、担当課長又は第3類事業所長が保管しなければならない。

(5) 会計伝票等の作成根拠が不明 確であるとき。

(収入又は支出の過誤処理)

第26条 収入又は支出に過誤を生じた ときは、所管課長、担当課長又は第 3類事業所長は、速やかに過誤の訂 正をしなければならない。

(収入の調定)

第38条 収入の調定は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長が行う。

## 2 [略]

(納入通知書の発行)

第40条 所管課長、担当課長又は第3 類事業所長は、前2条の規定により 収入を調定し、又は収入の調定を更 正したときは、直ちに納入通知書を 発行しなければならない。ただし、 管理者が認めるときは、この限りで ない。

# 2 [略]

(領収書の保管)

第45条 現金取扱員が、出納取扱金融機関に納入し、又は金銭出納員に引き渡したときの領収書は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長が保管しなければならない。

(指定納付受託者による納付による収納)

第46条の2 「略]

- 2 [略]
- 3 <u>第2類事業所の所長、</u>所管課長、 担当課長又は第3類事業所長は、指 定納付受託者を指定しようとすると きは、金銭出納員に協議しなければ ならない。

(支出の要求)

- 第49条 支出の要求は、<u>第2類事業所</u> <u>の所長、</u>所管課長、担当課長又は第 3類事業所長が行う。
- 2 「略]
- 3 第2類事業所の所長、所管課長、 担当課長又は第3類事業所長は、支 払伝票を作成し、証拠書類を添付し て経営企画課長に送付しなければな らない。

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、第2類事業所の所長、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は口座振替依頼書を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しなければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、こ

(指定納付受託者による納付による収納)

第46条の2 「略]

- 2 「略]
- 3 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、指定納付受託者を指定しようとするときは、金銭出納員に協議しなければならない。

(支出の要求)

- 第49条 支出の要求は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長が行う。
- 2 「略]
- 3 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、支払伝票を作成し、証拠書類を添付して経営企画課長に送付しなければならない。

(口座振替による支払)

第61条 「略]

2 前項の規定により支払をするときは、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は口座振替依頼書を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しなければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。

 の限りではない。

 3、4 [略]

 3、4 [略]

(水道局物品会計規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局物品会計規程 (平成29年3月水道管理規程第12号) の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後			改正前	
別表1 (第3	条、第4条队	月係)	別表1 (第3	条、第4条图	<b> 厚 原</b> )
物品出納	物品出納	物品管理	物品出納	物品出納	物品管理
員、物品	員及び物	者となる	員、物品	員及び物	者となる
管理者及	品管理員	べき者	管理者及	品管理員	べき者
び物品管	となるべ		び物品管	となるべ	
理員を置	き者		理員を置	き者	
く場所			く場所		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2類の	担当係長	所長又は	第2類の	担当係長	所長 <u>(浄</u>
事業所		担当課長	事業所		水統括事
					務所長を
					<u>除く。)</u> 又
					は担当課
					長

「略] 「略] 「略] 「略] 「略] 「略]

(水道事業手許現金取扱規程の一部改正)

第3条 水道事業手許現金取扱規程(昭和35年4月水道管理規程第1号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (保管) (保管)

第7条 小口現金は、東部水道管理事 務所、西部水道管理事務所の担当課 長及び北部水道管理事務所の所長 (以下「管理事務所担当課長等」と いう。)並びに経営企画課長が、出 納員に請求して交付を受け、必要が なくなつたときは返納する。

(交付金額)

#### 第8条 「略]

2 管理事務所担当課長等に交付する 小口現金は、200,000円以下とす る。

(小口現金による支払)

第10条 所管課長 (神戸市水道局公

第7条 小口現金は、東部センター、

中部センター、北センター、西部セ ンター及び垂水センターの所長(以 下「センター所長」という。) 並び に経営企画課長が、出納員に請求し て交付を受け、必要がなくなつたと きは返納する。

(交付金額)

# 第8条 「略]

2 センター所長に交付する小口現金 は、200,000円以下とする。

(小口現金による支払)

第10条 所管課長 (神戸市水道局公

文書管理規程(平成14年3月神戸市水 道管理規程第12号)第3条第4号に 規定する所管課長をいう。)担当課 長及び第3類事業所長(以下「票を 課長等」という。)は、支払伝票を 作成し、経営企画課長にこれを提出て して現金の交付を受け、支担にて るものとする。ただし、管理事務所 してものとする。ただは票を作成 担当、直ちに、自ら保管する。 をもつて支払うことができる。

2、3 [略]

(補充)

第11条 経営企画課長及び管理事務所 担当課長等は、前条の支払伝票及び 領収書に基づいて、経営企画課長の 保管する小口現金については経営企 画課長が、管理事務所担当課長等の 保管する小口現金については管理事 務所担当課長等が、それぞれ戻し入 れ補充する。

(経理)

第12条 経営企画課長及び<u>管理事務所</u> 担当課長等は、毎月5日までに前月 中に取り扱つた小口現金の受払につ き、小口現金受払状況報告書によ り、出納員を経て管理者に報告す る。 文書管理規程(平成14年3月神戸市水 道管理規程第12号)第3条第4号に 規定する所管課長をいう。)担当課 長及び第3類事業所長(以下「所管 課長等」という。)は、支払に票を 作成し、経営企画課長にこれを提出 して現金の交付を受け、支払に当出 して現金の交付を受け、センター るものとする。ただし、センター るも、支払伝票を作成して、直ち に、自ら保管する小口現金をもつて 支払うことができる。

2、3 [略]

(補充)

第11条 経営企画課長及びセンター所 長は、前条の支払伝票及び領収書に 基づいて、経営企画課長の保管する 小口現金については経営企画課長 が、センター所長の保管する小口現 金についてはセンター所長が、それ ぞれ戻し入れ補充する。

(経理)

第12条 経営企画課長及び<u>センター所</u> 長は、毎月5日までに前月中に取り 扱つた小口現金の受払につき、小口 現金受払状況報告書により、出納員 を経て管理者に報告する。

- 2 経営企画課長及び<u>管理事務所担当</u> 課長等は、小口現金出納簿を備え、 つねに小口現金の運用状況を明らか にしなければならない。
- 2 経営企画課長及び<u>センター所長</u> は、小口現金出納簿を備え、つねに 小口現金の運用状況を明らかにしな ければならない。

(水道局副局長等専決規程の一部改正)

第4条 水道局副局長等専決規程 (昭和35年7月水道管理規程第10号) の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

			改正後	SW									i Li	改正前				
別表第2									別表第	7								
財務関係事務									財系	財務関係事務	U.							
次	(大) 同 回	副、技理、は営課由長識に同水術者※、企長副にすることを出て、のは経面経局合のの	担長(は 営 課 合 る と当 共 ※ 、 企 長 醆 こ (	は 様 の と の の の の 単 単 田 わ の の の	長当共※、金長騰この、課通印経画にす	ス 業 共 ※ 、 企 長 騰 . C :類 所 通 印 経 画 に す こ (	3業共※、企長騰こ)類所通印経画にす	紙	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>数</b>	6   国	長剛、抜理)は営課由長譲こ同水術者※、企長副にすると見まっての経面経局合るの(	担長(は営課合ると当共※、企長譲こ)	営課の定じのの(全長地課明と	、 課 通 印 経 画 に す	領 所 通 印 経 画 に ず 第 事 長 ( は 営 課 合 る と	3業共※、企長騰こ)類所通印経画にす	紙
調達決定		[略]	[帰]		[略]	[略] [附]	略] (1)	[帰]	判	光		[ 略]	[略]	J	[略] [略	格] [略	各] (1)	[ 暑 ]
蒸	[ 暑]	[	屋	[盤]	[ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	[ 器 ] [ 照	略] (2)	配水課		英彩	[盤]	[盤]	[報]	[報]	[曜]	[略] [略]	各] (2)	配水課
							岷	技術管									展	技術管
							<u>用</u>	理担当課									型	1当課
							岷	送水管									展	送水筍
							工程 推	理担当課									理	理担当課
							嵌	日									ĸ	日幸祖
							無	課長、水									無	当課長、東
							河	管理事務									部	アン
							所の	所の所長並									J	中幣4
							2 2	びに東部水									7 4	구,
							原	育理事務									\ 4	1 A
							所及	もび西部									田	西部センタ
				_	_		_		_		_		_	_				

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

	改正後			改正前
別表第3		別	]表第3	
その他の事	事務		その他の	の事務
区分	決裁事項		区分	決裁事項
[略]	[略]		[略]	[略]
担当部長	[略]		担当部長	[略]
共通			共通 (浄	
			水統括事	
			務所長、	
			中部セン	
			ター所長	
			及び西部	
			センター	
			所長を含	
			む)_	
課長・担	[略]		課長・担	[略]
当課長共			当課長共	
通 ( <u>第 2</u>			通 ( <u>東部</u>	
類事業所			センター	
<u>長</u> を含			所長、北	

む)		センター	-
		所長及び	-
		垂水セン	_
		ター所長	-
		を含む)	
[略]	[略]	[略]	[略]
営繕担当	建物修繕の施工に関するこ	営繕担当	建物修繕の施工に関する
課長	と。	課長	と。
		水質試	1 軽易又は定例な照会
		験所長	回答、通知、届出、申
			請、申告、報告、進達
			副申、通達等に関する
			と。
			2 公文書の公開に係る
			易な事項に関すること
			3 その他前2号に準ず
			事項に関すること。
水道管理	[略]	東部セン	[略]
事務所の		ター所	
所長並び		長、中部	-
に東部水		センター	-
道管理事		所長、北	-
務所及び		センター	-
西部水道		所長、西	-
管理事務		部センタ	-
所の担当		一所長及	_
課長		び垂水セ	

		<u>長</u>	
係長・担	[略]	係長・担	[略]
当係長共		当係長共	
通 <u>(第3</u>		通	
類事業所			
長を含			
む)_			

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局会計規程、神戸市水道局物品会計規程、水道事業手許現金取扱規程及び水道局副局長等専決規程の規定は令和4年10月1日から適用する。